

②名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)				
③所在地	Rue Hippodrome 158, Place de la Préfecture, Yaoundé-Cameroun				
④連絡先	(電話) (237) 22205700		(FAX) (237) 22205727		
	(E-mail) oapi@oapi.int		(internet) www.oapi.int		
⑤組織の長	General Manager:				
	Mr. Denis Loukou Bohoussou				
⑥沿革	<p>(1) アフリカにおける旧フランス領植民地の12国(ブラザビル・グループ)は、アフリカ・マダガスカル同盟を結成している。この同盟国における工業所有権の分野についてリーブルビル協定が1962年9月13日に署名され、共同特許庁の設立並びに発明、意匠及び商標の保護のための共通な広域法の公布が取決められた。この協定は加盟12ヶ国で批准され、1964年1月1日に発効した。</p> <p>(2) この共同特許庁は、アフリカ・マダガスカル工業所有権庁(OAMPI)と呼ばれ、カメルーン共和国のヤウンデに開設された。</p> <p>(3) リーブルビル協定で規定された統一工業所有権法は、アフリカ・マダガスカル同盟国の全領域に共通な、共同特許庁への特許、意匠及び商標の出願の手続法が定められている。</p> <p>(4) ブラザビル・グループは、1977年3月にバンギにおいて、アフリカ・マダガスカル工業所有権局設立に関する協定を改正する、アフリカ知的所有権機関の設立に関するバンギ協定が取決められた。このバンギ協定は、リーブルビル協定の改正であり、OAMPIの名称は"Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)に改称された。このバンギ協定は、1982年2月8日に発効した。また、1999年2月24日に改正法が施行された。加盟国は、ベナン、ブルキナ・ファソ、チャド、コンゴ、中央アフリカ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、セネガル、ギニア・ビサウ、マリ、カメルーン、モーリタニア、トーゴ、赤道ギニア及びニジェールの16国であった。</p> <p>(5) コモロ連合が、2013年5月25日にバンギ協定に加盟して、OAPIの第17番目の加盟国となった。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、原産地表示、半導体集積回路の回路配置の保護、新植物品種の保護、商号、文芸及び美術作品の保護、不正競争防止法				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト 2008/9/16	
	マドリッド(標章)	マドプロ 2015/3/5	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

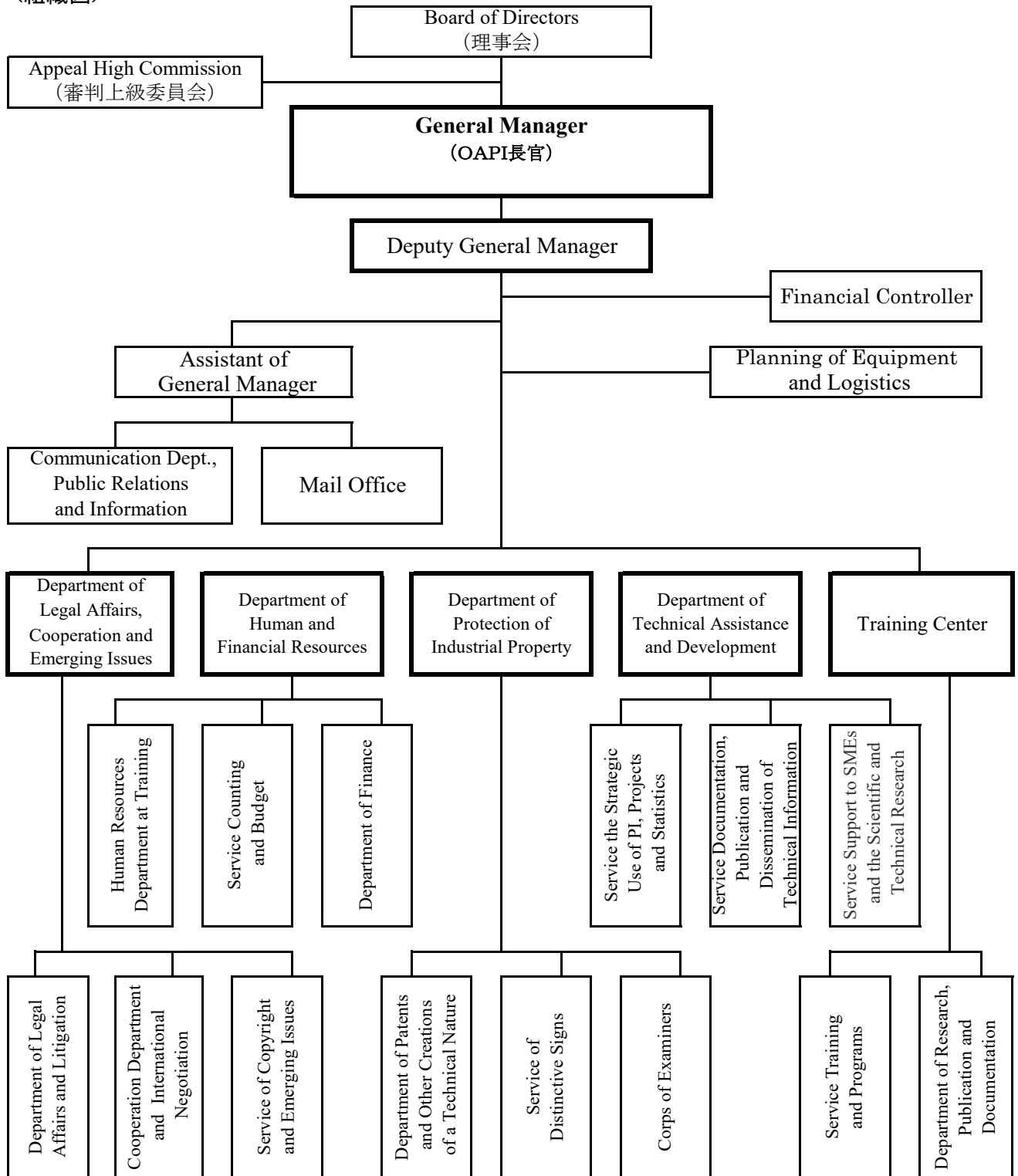
②名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	514	479	612	549
		(内 同盟外出願)				
		(内 日本から)	20	22	16	13
		(内 PCTルート)	408	324	397	380
	実用新案	全数	16	15	18	
		(内 同盟外出願)				
	意匠	全数	441	505	438	469
		(内 同盟外出願)				
		(内 日本から)	7	4	1	2
	商標	全数	6,516	6,464	6,844	6,187
		(内 同盟外出願)				
		(内 日本から)	80	59	74	60
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	490	580	505	530
		(内 同盟外出願)				
		(内 日本から)	15	7	20	30
		(内 PCTルート)	366	442	363	399
	実用新案	全数		15	17	
		(内 同盟外出願)				
	意匠	全数	393	477	432	215
		(内 同盟外出願)				
		(内 日本から)	5	5	1	
	商標	全数	6,982	6,800	7,118	4,673
(内 同盟外出願)						
(内 日本から)		104	67	74	61	
(出典) : WIPO IP Statistics						

②名称

African Intellectual Property Organization (OAPI)
アフリカ知的財産機関(OA)

⑫ 組織

<組織図>



(出典): OAPI HP

①名称	<p style="text-align: center;">African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (付属文書1 特許第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (付属文書1 特許第8条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書1 特許第3条)
	⑩グレースピリオド*	有。次のケースが規定されている。(付属文書1 特許第3条) (1) 出願人又は承継人に対する濫用による開示日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪非特許対象	(1) 発見、自然科学的理論及び数学的方法 (2) 科学理論、数学理論 (3) ビジネス、純粋に精神活動又はゲームを行うための枠組、原則又は方法 (4) 単なる情報の提示 (5) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (6) 情報の提示 (7) コンピュータ・プログラム (8) 専ら装飾的な性質の作品 (9) 文学的、建築的及び美術的作品又は他の審美的創作物 (付属文書1 特許第1条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(付属文書1 特許第23条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書1 特許第19条)。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書1 特許第20条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、無効の申立を裁判所に提訴することができる(付属文書1 特許第46条)。
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる(付属文書1 特許第49条)。

①名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)		
	⑱費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料 225,000 FCFA	
		[特許権維持に掛かる費用]	
		年金	
		2-5年次 220,000 FCFA(毎年)	
		6-10年次 375,000 FCFA(毎年)	
	11-15年次 500,000 FCFA(毎年)		
	16-20年次 650,000 FCFA(毎年)		
	⑳料金減免措置の有無	無。	
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (付属文書2 実用新案第28条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (付属文書2 実用新案第6条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書2 実用新案第2条(1))
	⑩グレースピリオト*	有。次の規程がある。(付属文書2 実用新案第2条) (1) 出願人又は承継人による開始日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪不登録対象	(1) 発見, 自然科学的理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 精神的活動, ゲームを行うため又はビジネスを行うための枠組, 原則又は方法若しくはコンピュータプログラム (4) 情報の提示 (付属文書2 実用新案第1条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (付属文書2 実用新案第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書1 実用新案第17条)。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、利害関係人は異議申立することができる。 (付属文書2 実用新案第18条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、無効の申立を裁判所に提訴することができる(付属文書2 実用新案第52条)。
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる(付属文書2 実用新案第37条)。
	⑲費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 20,000 FCFA [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 6-10年次 20,000 FCFA(毎年) 11-15年次 35,000 FCFA(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (付属文書4 意匠案第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回延長できる。(最長15年) (付属文書4 意匠第19条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書4 意匠第2条)
	⑩グレースピリオド*	有。次のケースが規定されている。(付属文書4 意匠第2条) (1) 出願人又は承継人による開始日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠 (2) 意匠の新規性を構成する部分が発明のそれと区別しがたく、特許可能な発明とも解される意匠 (付属文書4 意匠第2条)
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。(付属文書4 意匠案第16条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (付属文書3 意匠案第9条(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。 (付属文書4 意匠第12条)。
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書4 意匠第13条)。
	㉒無効審判制度	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる (付属文書4 意匠案第31条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50,000 FCFA [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 115,000 FCFA
	㉕料金減免措置の有無	無。

①名称	<p style="text-align: center;">African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年12月14日公布(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地表示、商号、不正競争
	⑥商標の種類	<p>語句、語句の組み合わせ、それ自体又は識別力を有する形態の氏;特別な、恣意的な又は架空の称号;文字、略語及び数字 図案、ラベル、印章、飾り模様、浮彫、ホログラム、ロゴ、合成画像のような図形標識形状、特に商品又は商品の包装若しくは役務の特性を示す形状及び色彩の配置、組み合わせ又は濃淡 音声及び音楽の聴覚的標識 視聴覚的標識 連続標識</p> <p style="text-align: right;">(付属文書3 商標第2条)</p>
	⑦出願人資格	<p>商標を使用する者(自然人、法人)。 (付属文書3 商標第8条)</p>
	⑧権利付与の原則	<p>先願主義。 (付属文書4 商標第5条(3))</p>
	⑨本国登録要件	<p>無。 (付属文書4 商標第8条)</p>
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	<p>要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第8条)</p>
	⑪出願言語	フランス語、英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	<p>出願日又は優先日から10年。10年ごとに更新できる。 (付属文書3 商標第22条)</p>
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 公序良俗に反する標章 (2) パリ条約第6条で登録を排除されている標章 (3) 識別性がなく、特に製品の必須的又は共通的な名称あるいは構造からなる標章 (4) 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む標章</p> <p style="text-align: right;">(付属文書3 商標第3条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	<p>有。パリ条約第6条(2)及びTRIPS協定第16条(2)及び(3)の規定の下で「周知商標」として保護される商標は保護される。 (付属文書3 商標第5条)</p>
	⑰一出願多区分制度の有無	<p>有。ただし、商品と役務とを1つの出願で行うことは認められず、これらは別々の出願としなければならない。</p>
	⑱実体審査の有無及び審査事項	<p>無。審査は、方式要件についてのみ行われる。(付属文書4 商標第14条)</p>
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	<p>有。 (付属文書3 商標第14条)。</p>
	㉒異議申立制度の有無	<p>有。出願の公開から3月以内に、何人も、異議申立することができる。 (付属文書3 商標第15条)</p>
	㉓無効審判制度の有無	<p>付与後異議申立制度:有。利害関係人は、登録の公告日から6月以内に異議申立を行なうことができる(付属文書4 商標第18条)。 無効審判制度:無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる(付属文書4 商標第24条)。</p>

①名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的財産機関(OA)	
②④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。 (付属文書4 商標第23条)	
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (付属文書3 商標第10条)	
②⑥図形要素の分類	無。	
②⑦譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡を伴うことなしに譲渡できる。 (付属文書4 商標第26条)	
②⑧費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	400,000 FCFA
	登録料	
	[意匠権維持に掛かる費用]	
	存続期間更新料	400,000 FCFA
②⑨料金減免措置の有無	無。	